

◎新潟県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大島区大平字中林 471、471 の4、483 の2、486、字小ノ沢 1768 の3、1777 の3、1781、1783、1791 の3、1793 の3、1793 の4、1796 の1、1796 の2、1797 の1、1797 の2、1798 の1、1798 の2、1799 の1、1799 の2、1800 の1、1800 の2、1802 の1、1804 の1、1809、1810、1811 の1、1815 の1、1816 の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）